

1. 厚木基地の爆音について

大波質問

国の言う騒音調査の必要性の2つの理由として騒音評価指標の変更と騒音状況の変化が言われております。この調査は、2022年9月29日付けで、国の施策として行われています。しかし、我々はこの調査は、極めて適切性を欠き、私たち基地周辺住民の権利と利益を損なうものだと認識しています。

厚木基地に配備されていた主要艦載機は2018年3月までに岩国基地に移駐しましたが、その後も厚木基地周辺の騒音被害は広汎に継続していますし騒音状況の推移を含めて現在では予測がつかず、極めて流動的な状況にあります。

その他にオスプレイの整備拠点・中継拠点と位置づけられ、頻繁にオスプレイが飛行してきます。又、米海兵隊が厚木基地をオスプレイ等の訓練基地として使用する計画まで報道されています。厚木基地の南東部地域と北東部地域においてヘリコプターの騒音が著しく増加している。厚木基地における訓練エリアとして存在し始めています。

第5次訴訟公判で国は新しいコンター図の見解を示しましたが現在のコンター図よりも大幅に縮小されています。この国のコンター図では厚木基地に騒音問題は存在しないことになる。そうするとまだ未工事の住宅が多数あるにもかかわらず防音工事が行われなくなる可能性があります。

一方、軍用機の騒音が民間機の騒音よりも住民反応が大きいことは従来から知られており、近年の田村教授の意見が全く組み入れられていない。40年前の評価方式で計測をする事になります。

軍用機の騒音に対する住民反応は他の交通騒音源に比べて突出しており、民間機の騒音に比べて約10デシベル、道路・鉄道の騒音に比べると約15デシベルも大きい、これを認めるならば大和市民の40年近くもかかって積み上げてきた大きな利益が失われることになるのです。

これを認めると、周辺対策区域は、一旦指定されれば長期間固定的に適用されることが予想されます。周辺住民はその区域指定に長期間拘束されてしまうのですから、周辺対策区域指定を行うには、恒常的な騒音状況の把握が可能であるという条件が満たされなければなりません。このまま進むならば、基地周辺は住民に大きな損失をもたらすことになり、ます。

そこで質問です **厚木基地の騒音問題について**

- 1 国の騒音調査の評価方法に対する市の見解は
- 2 国が行おうとしている区域見直しに反対すべきと考えますが、市の対応は

市答弁

騒音調査については、国からは法に基づき定められた航空機騒音に係る環境基準の評価指標に基づいて行われると聞いております。本市では騒音被害の実情をしっかりと把握し、評価することを求めました。現時点で見直しの時期や新たな区域がどの程度になるかなどは、国から示されておらず、市としては区域見直しは市民の不利益とならないよう国によって周知徹底や丁寧な説明を求め、市民の理解や納得が得られるよう要請しております。

意見要望

市民の不利益とならないとの立場を堅持してほしい、40年前の評価方式で計測しており、現代の新しい知見では高度の不快感の反応率というものが示されています。国はこうした考えを全く持っていない、大問題である。私たちが積み上げてきた相当な利益が失われることになりかねない、面積にして相当な縮小となることは確実であり、防音工事をやるべきところがカットされる。

2. 公契約条例について

大波質問

「公契約条例」とは、ILO（国際労働機関）第94号条約に基づいています。94号条約等は、政府が公共工事の建設等の事業を発注するにあたって、民間事業者等に締結する公契約に労働条件を挿入することによって、当該公契約の履行に関係する労働者に対して社会的に確立した労働条件を保障するものとなっております。同条約等は、一般に二つの目的を持っているといわれています。第一は、公共調達におけるすべての入札者が地域的に確立された一定の労働条件基準を最低基準として尊重することによって、公契約の入札者間において労働コストが競争が無くなる。第二に、公契約を履行するために使用される労働者が、同種の労働に関して、当該労働が行われる地域において労働協約、仲裁裁定または国内法に確立された賃金その他の労働条件に劣らないものを公契約に挿入することによって、公契約によって労働条件が引き下げられる事態の発生を食い止めることにある。（この条約は、その契約で働く労働者の労働条件が、国内の法令によって定められたものよりも有利な労働条件を獲得することができるものです。現在、我が国では、

国・地方自治体を問わず、厳しい財政状況を背景に、歳出削減の観点から、一般競争入札を原則とする入札制度や、多様な公共サービスについての外注化・委託化が広く行われてきた。そして、行き過ぎた歳出削減要請から、一般競争入札でのダンピングが広がり、公共工事や公共サービスに従事する労働者の低賃金・労働条件の劣悪化や、公共サービスの質や安全への懸念が指摘されている。このような状況の中で公契約条例の制定は、労働者の賃金水準の向上による貧困・格差の解消、官製ワーキングプアの解消だけでなく、自治体の発注する業務に従事する労働者が低賃金であることにより生じる公共サービスの質の劣化を防いで、市民生活を守る重要な意義がある。特に、東日本大震災からの復興のため、多くの公契約が締結されている。復興事業に尽力する労働者が、低賃金など劣悪な労働条件の下での就労を強いられるのは許されず、被災地での公契約条例制定による規制が強く期待される。また、公契約規制の目的設定によって、不当労働行為を行ったり、労働基準法などに違反した事業者（使用者）を公契約から排除することで、不当労働行為、長時間労働、過労死抑止など、様々な労働法規違反を抑制する労働者保護の社会政策も実現できる。

要約すると

- 1 自治体の責務は、市民の命と暮らしを守り、人間らしい生活を保障することにある。
- 2 自治体は、質の高い公共サービスを提供しなければならない。
- 3 公共サービスは「市民生活の基盤であり、権利であり、大和で働く労働者の労働条件に配慮しなければならない」
- 4 市民生活の安全と質が確保されることとなる。
公契約条例を設置すべきである。

そこで質問です

公契約条例について

- 1 公契約条例について契約検査課の契約における労働条件に配慮したと取り組みについて
- 2 公契約条例について

市答弁

市が発注を行う際には、受注者の労働条件が適正に確保されるよう、最新の単価を採用し、充分な履行機関の設定に務めており、入札公告時には代金支払いの適正化や労働条件の改善など必要な措置を求めているほか、落札者に対しては下請代金支払いの適正化の国の文書を配布し適正な労働条件の確保について要請しています。

公契約条例の制定については、労働者の労働条件は一自治体で解決できる問題ではなく、基本的には雇用者が責任を持つものと考えており、条例で規制する事の是非や発注・受注者双方のコストなど課題もあり現時点で制定する考えはありません。

意見要望

公共サービスの安全と質の確保の為に公契約条例を制定すべきです。現在までに、全国78自治体（賃金条項型27自治体、理念型51自治体）で公契約条例が制定されるに至っています。地域での「好循環」を生み出すことが期待できる条例です。私は、旨にそって過去2回議会で主張してきました。大和市は主張を認めてはきませんでした。厚木市の公契約条例は基本方針として公契約事務等の実施に当たっての基本となるべき事項

1. 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
2. 適正な競争を促進し、より予算を有効に執行すること。
3. 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
4. 公契約の適正な履行を確保すること。
5. 労働者等の労働環境に配慮すること。

地域経済の活性化に努めること。私にとってこの条例の必要性は現在もいささかも変わってません。

3. 環境教育について

大波質問

海洋ごみの影響により、魚類、海鳥、アザラシなどの海洋哺乳動物、ウミガメを含む少なくとも約700種もの生物が傷つけられ死んだりしています。このうち実に92%がプラスチックの影響です。一度流出したプラスチックごみは、例えば海岸で波や紫外線等の影響を受けるなどして、やがて小さなプラスチックの粒子となります。5mm以下になったプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれ細かくなっても自然分解することではなく、数百年間以上もの間、自然界に残り続けると考えられています。プラスチックの年間生産量は、過去50年で20倍に増大しました。しかし、これまでにリサイクルされたのは、生産量全体のわずか9%に過ぎません。

次に地球温暖化で現在の地球は、過去40年の中で最も暖かくなっており、海面の上昇や異常気象など、さまざまな影響が出始めています。地球温暖化の原因は、人間によって排出される温室効果ガスの増加です。地球温暖化への影響が大きいのが特徴です。地球崩壊にまっしぐらに進んでいます。地球全体の二酸化炭素の増大が止まるのは30年後ですそれまでは地球全体の二酸化炭素の量は増え続けるのです。又、森林伐採により二酸化炭素を吸収する森林が減少していることもまた、温室効果ガスが増える原因の1つになっています。

次に問題なのは海洋汚染です。政府は東日本大震災で破壊された東京電力福島第一原子力発電所から排出されている放射性物質を含む約100万トン以上の処理済みの汚染水を福島県沖の太平洋に放出する計画を承認しました。この問題は取り除くことのできない「炭素14」の問題です。炭素14の半減期は5,730年です。環境中に放出されれば、炭素14は気の遠くなるような年月の間、周囲に影響を及ぼし続けます。これは、日本だけでなく世界中の海に、汚染水を通して放射能汚染を拡散することになるのです。ところが、海洋放出すると決めた汚染水の正確な量、放射線量、環境と人間の健康への影響についても、日本政府も東京電力も、信用に足る情報は開示していません。

これからも地球の温暖化が進み・熱帯雨林の減少、砂漠化、野生生物の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動等が複雑に絡み合っって深刻な状況は生態系の破壊に繋がることが想定できます。

そこで質問です

環境教育について

質問の趣旨

- 1 地球の破壊・人類の破壊に繋がる現在の動きを環境学習で知るべきです。

市答弁

学校では理科や社会などの各教科や総合的な学習の時間を通して、身近な環境保全や資源のや有限性などについて正しい知識の習得をはかっており、大和市環境ノートを活用して、CO₂の削減や節電について家庭で取り組んでいます。大和市環境管理センターの見学など体験的学習を通して環境問題に主体的に取り組む態度を育てています。マイクロプラスチック問題や再生可能エネルギー活用については情報提供を行い、授業に関する相談活動や研修などにより、学校を支援してゆきます。

意見要望

環境教育は、子供たちにその時々的事实を正確に伝え、子供たちに自然環境を守る正しさを考えさせることです。素晴らしい文明を造りあげることに寄与する人間になる事を身につけることです。1997年ギリシャで開かれた「環境と社会に関する会議」では環境だけでなく、貧困、平和、人権など幅広く取りあげる必要性があると指摘されました。従って、この環境問題はその時々テーマをどの様に取り上げ、どの様な方法で論じていくかが重要だと思われます。

4. 再生可能エネルギーの創設について

大波質問

私たちは、今地球温暖化によって、地球規模の深刻かつ重大な危機に直面しています。（国連環境計画）と（地球環境機関）によって設立された（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書によれば、有効な温暖化対策が取られなければ、今後、全地球平均で2100年までに最大6.4℃の気温上昇が予測されている。その結果、海面上昇、洪水や干ばつなど異常気象の頻発、ハリケーンなどの台風の巨大化、感染症地域の拡大、熱中症による死亡の増大や、生態系が破壊され、多くの種が絶滅の危機に瀕するなど、人類の生存にとって深刻かつ重大な危機が生じようとしています。地球環境による被害を如何になくすと言うことは、現在及び将来世代の人間の生き方の問題である。その実現のためには、私たちは、化石燃料に依存した大量生産・大量消費・大量破壊の20世紀型文明から脱却して、持続可能な低炭素経済を基盤とする新たな時代を構築していかなければならない。

すでに欧米諸国では、低炭素経済への移行への統合的な法制度を整え、あるいはその途上にある。世界は、文明史的転換へと、大きく動き出している。これに対して、日本では、有効な温暖化対策がとられず、世界の動きに大きく遅れをとってきました。日本の2020年度の温室効果ガス排出量は11億5000万トン（CO₂換算）である。CO₂の部門別内訳をみると、発電におけるCO₂排出量をエネルギー転換部門の排出量として計算する間接排出方式では、発電所などエネルギー転換部門7.5%、産業部門34%、運輸部門17%、業務部門17.4%、家庭15.9%、工業プロセス4.1%、廃棄物3%である。今言えることは、早急で有効な二酸化炭素排出抑制でなければならない。

- 1 再生可能エネルギーをカーボンニュートラル迄の目標を法定する。
- 2 国内排出量取引制度など、炭素価格の設定等の実効性ある制度として具体化する。
- 3 自動車依存からの脱却、持続可能なまちづくりや森林管理などの政策を統合的に実施する。
- 4 エネルギー・経済政策と温暖化対策を統合的に推進し、自治体の権限と財源を一層拡大する。
- 5 市民が、自らの安全な将来社会の選択にその意見を反映できるよう、多様な市民参加の制度を導入する。

今やらなければならないことは、国の具体的な正しい方針と自治体の取組に他ならない。

地球温暖化対策を目的とする条例を制定している自治体は、東京都、京都府、京都市などまだ一部であり、横浜市や堺市など中長期削減目標を定めています。近年、排出量報告と削減計画を制度化する自治体が増えており、東京都は、環境確保条例で建築物環境計画書制度や排出量取引制度を導入し実施に移している。

質問

再生可能エネルギーの創設について

- 1 太陽光発電の重要性について
- 2 太陽光発電設備の普及について
- 3 市民への啓発について

市答弁

市域全体での温室効果ガスの排出にしめる家庭が占める割合が全国平均より高く、住宅用太陽光発電設備の普及について重要と考えており、大和市環境配慮指針で設置を市民に呼びかけ、設置費への補助や県の0円ソーラーの周知などの取り組みをしております。

意見要望

再生可能エネルギーは極めて重大なエネルギーですが課題があると考えられています。このエネルギーは、資源が枯渇する心配が無く、環境への負荷が少ないエネルギーとして注目を浴びています。しかし、太陽光・風力などの再生可能エネルギーについては、発電電力量当たりの建設費が高く、日照時間等の自然状況に左右されるなどの理由から利用率が低く、安定して大量のエネルギーを作ることができない等の課題がある。具体的には火力発電などの既存のエネルギーと比較すると発電コストが高くなっています。また、エネルギー密度が低いため、広大な土地を必要とします。